

回覧 ながのけん

くらし得

MARUTOKU

まるとく

情報

12  
Desember 2010

- 支払能力を超えるクレジット契約ができなくなります!…1
- あなたは大丈夫?若者があいやすい消費者トラブル…2,3
- くらしのミニ知識 他……………4

## 支払能力を超えるクレジット契約ができなくなります!

(平成22年12月17日改正割賦販売法完全施行)

改正により、クレジット業者は、個々の消費者の「支払可能見込額」を調査し、その範囲内でクレジットを提供することになります。

● 消費者 ●

過剰なクレジット利用の防止(多重債務の防止)  
安心してクレジットを利用

CREDIT CARD

1234 5678 91011 1213  
TAROU KUREJI ロフロワ▼

クレジット契約には、「包括クレジット」と「個別クレジット」があります。

「包括クレジット」：クレジットカードによる取引  
「個別クレジット」：クレジットカードを使わずその都度クレジット契約を結び、代金の後払いを行う取引

### ◎調査の時期

〈包括クレジット〉 カードの新規発行時・更新時・利用限度額増額時  
〈個別クレジット〉 契約締結前

### ◎調査の内容

〈年間の収入〉 消費者が自己申告（証明書は必要なし）  
(専業主婦などの場合は世帯の収入に基づき与信)

〈クレジット支払状況（残高）〉 経済産業大臣が指定する「指定信用情報機関」に、クレジット業者が利用者の個人信用情報を登録し、調査時に照会

〈生活維持費〉 持ち家の有無と世帯の人数をもとに定められた概算数値を利用

※居住用資産・預貯金・その他の資産・借入の状況等も考慮

### (例 Aさんの場合)

年収400万円 住宅ローン付自宅に居住  
クレジット債務40万円（年間） 4人家族

〈支払可能見込額〉  
年収400万円 - 生活維持費240万円 - 債務40万円 = 支払可能見込額120万円

◎包括クレジットの利用限度額  
 $120\text{万円} \times 90/100 = 108\text{万円}$

◎個別クレジットの利用限度額  
120万円

上記の内容を基に「支払可能見込額」を算定

### ◎利用できるクレジット額

〈包括クレジット〉 支払可能見込額 × 90/100 以下であること

〈個別クレジット〉 支払可能見込額 以下であること

◎次のような場合は、例外措置として調査が簡略化されたり不要となることがあります。

#### ▼包括クレジット

- ・限度額30万円以下のクレジットカードの発行
- ・海外旅行時などの一時増額
- ・紛失による再発行や更新カード
- ・付随カード発行（ETCなど）

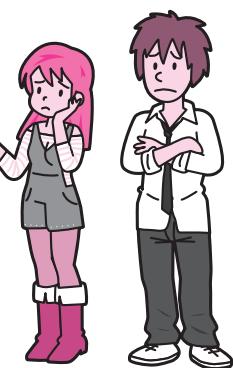
#### ▼個別クレジット

- ・10万円以下の店頭販売の耐久消費財（家電など）の購入
- ・必要性や緊急性に照らしての自動車、教育関係の費用、緊急の医療費など

あなたは  
大丈夫？

# 若者があいやすい消費者トラブル

若者のみなさんは、インターネットなどを使いこなし、時代の最先端をいくイマージュがありますが、社会人としての経験が浅いこともあります。消費者トラブルに巻き込まれる危険性も大きいと言えます。特に次のようなトラブルや悪質商法の被害にあわないよう注意が必要です。



## A 架空請求詐欺・ワンクリック詐欺

### (事例 1)

利用した覚えのない有料アダルトサイトの利用料金を請求するメールが何通も送られてきた。

### (事例 2)

無料ゲームサイトにアクセスしたら、突然アダルトサイトにつながり「登録完了・料金請求」の画面になってしまった。



### 対処方法

- ・怪しいサイトにはアクセスしない！
- ・身に覚えが無ければ支払う必要はありません！
- ・請求に書かれた連絡先には絶対に連絡しない！  
連絡すると、個人情報を業者に知らせることになり、請求がさらにエスカレートするおそれがあります。
- ・請求がひんぱんに届くようなら、迷惑メール受信拒否などの設定をしましょう。

## B インターネットでの買い物

### (インターネット通販・インターネットオークション)

(事例 1) インターネットのショッピングサイトで洋服を注文し前払いでお金も振込んだが、届いた品物がイメージと違う。  
返品したい。



(事例 2) インターネットオークションでコンサートチケットを落札し、前払いでお金も振込んだが、いつまでたってもチケットが届かない。出品者と連絡がとれない。

### 対処方法

- ・インターネット通販の場合は、事業者の広告画面や返品規定をよく確認し、サイト画面や申込み画面は保存しておきましょう。
- ・インターネットオークションは個人対個人の取引になる場合多いため、さらに慎重に！
- ・どちらも前払いは避け、商品が届いてから振込みなどできるものを利用しましょう。

# C

# 出会い系サイトのトラブル

## (事例 1)

出会い系サイトに登録し、相手とメールを続けていたが、一向に会うことができず、ポイント代がかさみ、200万円も支出してしまった。

## (事例 2)

携帯電話で「高収入」という広告をクリックしたら、出会い系サイトにつながり、「孤独な男性とメールのやりとりをしたら1,000万円もらえる」と書かれていたので登録した。その後メールをやりとりするために、さまざまな名目でお金を払わされたが、お金をあげるという約束は守られない。

\*そのほかにも「悩みを聞いてほしい」「芸能人の力になってほしい」「病気の子の話し相手になってほしい」など、異性間の恋愛感情以外の内容で勧誘するものも増えています。



## 注意点

- 出会い系サイトや有料メール交換サイトで知り合った相手は、サイト側の「サクラ」である場合が多いので、安易に信用しないこと！
- このようなサイトでは、メール交換をすればするほどポイント料金などで業者が収入を得られる仕組みになっています。しかし、消費者側がサイト側の「サクラ」を証明することは難しく、支払ってしまったお金を取り戻すことは困難です。

## そのほかにも若者をねらった次の悪質商法にご用心！

### マルチ商法

販売組織の加入者となり、他の消費者に商品などを契約させることでマージンを得るしくみの商法。勧説時の儲け話と違って、思うように勧説できず商品の在庫と借金が残る。



(主な商品)  
健康食品・化粧品  
浄水器

### キャッチセールス

路上などで「アンケートに答えて」などと呼び止めて、喫茶店や事務所に連れて行き、不安をあおるなどして商品を契約させる手口。



(主な商品)  
化粧品・美顔器  
エステ・絵画

### アポイントメント商法

「抽選に当たった」などと喫茶店や事務所に呼び出し、契約しないと帰れない状態にするなどして商品を契約させる手口。



(主な商品)  
アクセサリー  
会員権

## 対処方法

- 不要なものははっきり断る！
- 契約してしまっても一定期間内の無条件解除（クーリング・オフ）や勧説方法が不当な場合の取消しなど消費者救済の制度があります。  
詳しくは消費生活センターにご相談ください。

## 若者トラブル 110番のお知らせ

県内5か所の消費生活センターでは、若者のみなさんの相談日「若者トラブル110番」を実施します。お気軽にご相談ください。  
(電話番号は巻末にあります。)

実施日：平成23年1月27日（木）、28日（金）

# くらしのミニ知識

衣替えはお済ですか?…衣服の上手なお手入れ法…

## これで完璧!衣替え十ヶ条

- ① 家庭で洗えるものとクリーニングに出すものを分けましょう
- ② クリーニング店にシミや汚れの箇所を伝えましょう
- ③ クリーニング後は衣服からポリ袋を取り、風を通じて収納しましょう
- ④ きれいな衣服は収納場所を掃除してからしまいましょう
- ⑤ 衣服をしまう場合、詰め込みすぎず八分目を目安に収納しましょう

- ⑥ 衣服カバーは、通気性のある不織布タイプのものを利用しましょう
- ⑦ ハンガーは衣服の形に合った物を選んで型崩れを防ぎましょう
- ⑧ 防虫剤は1種類のみ。衣服の上に置き、重なった衣服の間にも入れましょう
- ⑨ 密閉性の高い衣装箱に乾燥剤を入れてカビの発生を防止しましょう
- ⑩ 必要に応じて衣装の保管サービスも上手に利用しましょう



(全国クリーニング生活衛生同業組合連合会資料から)

### ◆多重債務者無料相談会

県内5か所の県消費生活センターにおいて、弁護士・司法書士による多重債務者のための無料相談会を開催します。

期日：平成22年12月10日（金）

相談は予約制です。事前に最寄りの消費生活センター（下記の連絡先）に電話で予約をお願いします。（予約受付開始11月29日（月）から）

\*なお、県消費生活センターでは常時多重債務者の相談を受け付けています。

### ◆消費者問題シンポジウム

日時：平成23年2月12日（土） 13時00分～16時00分

会場：松本駅前 ホテルモンターニュ松本

テーマ：多重債務問題から貧困問題の解決へ

講師：日本弁護士連合会会長 弁護士 宇都宮 健児 氏

定員：200名 お申込は県消費生活室又は最寄りの消費生活センターへ

\*このほかにも1月に各消費生活センター単位でくらしのセミナーを予定しています。

詳しくは県ホームページ「消費生活情報」をご覧ください。

### ◆消費生活センター出前講座

県消費生活センターでは地域や消費者・高齢者の集まり、高等学校や社員研修などの場に職員がお伺いして、悪質商法の手口や対処方法などをご説明させていただきます。

お申込は、各消費生活センターへまずお電話ください。日程調整のうえお受けいたします。

## 『困った』『どうしよう』そんな時は県消費生活センター 又はお住まいの市町村消費相談窓口に早めにご相談を！

- 長野消費生活センター……………電話 026-223-6777 FAX 026-223-6771  
(〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階)
- 松本消費生活センター……………電話 0263-35-1556 FAX 0263-35-0949  
(〒390-0811 松本市中央 1-23-1 松本商工会館内)
- 消費生活センターおかや……………電話 0266-23-8260 FAX 0266-23-8248  
(〒394-0027 岡谷市中央町 1-1-1 ララオカヤ 1階)
- 飯田消費生活センター……………電話 0265-24-8058 FAX 0265-21-1703  
(〒395-0034 飯田市追手町 2-641-47 飯田市美術博物館隣)
- 上田消費生活センター……………電話 0268-27-8517 FAX 0268-25-0998  
(〒386-8555 上田市材木町 1-2-6 県上田合同庁舎6階)

編集・発行 長野県企画部 消費生活室  
E-mail shohi@pref.nagano.lg.jp

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 98-1  
TEL 026-223-6770 FAX 026-223-6771



はインターネットでもご覧いただけます。

県消費生活情報ホームページ●<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/seikatsu/jyouhou/index.htm>

